

敗戦認識と主体の軌跡：武田泰淳『審判』の思想的 射程

林，欣彤
九州大学大学院地球社会統合科学府：博士後期課程研究生

<https://doi.org/10.15017/2344808>

出版情報：九大日文．33，pp.69-92，2019-03-31．九州大学日本語文学会
バージョン：
権利関係：

敗戦認識と主体の軌跡

——武田泰淳『審判』の思想的射程——

林 欣形

はじめに

武田泰淳『審判』（『批評』昭和二年四月）は、武田による戦後作のなかではじめて戦争に対する罪の清算を行う作品であり、上海での引揚生活および戦中の兵士体験を統合的に語る作品でもある。小説が発表された敗戦直後の日本文壇においては、精神的な退廃と主体的なニヒリズムなどの問題が遍在していた。内地で敗戦を迎えた人と比べて、武田のような外地からの帰還者は、さらなる世界からの「審判」、つまり戦争問題の追及を受け止めざるを得なかった。引揚後の武田は、戦争への反省をいくつかの作品に渡り語ったことがあり、『審判』はその第一声として武田の作品群においては転向的な作品だといえよう。

一方、一九五三年七月に『文学界』に発表された堀田善衛と武田泰淳の対談「現代について」という一文は、これまであまり注目されてこなかった。対談のなかで、二人は戦後日本の困惑状態について議論し、それを起点に「現代の知識階級」が敗戦へと立ち向かう姿勢と今後の展望を検討したうえで、とりわけ武田は敗戦後の境遇について次のように述べている。

日本で敗戦を迎えた人と、外国人のまっただなかで敗戦を迎えた人とは違うと思う。それは、大げさに言えば、世界の審判だ。つまり各民族が、自分に、自分一人に、単に日本人としてのみでなく、一人の生活者として、批判の眼を集中してきているという状態に立ち至って、しかも、その批判はかなり決定的であって、もはや何ら救いの途はないというような状態に立至ると、（中略）考えざるをえないわけだ。^①

武田の叙述は、「世界の審判」を主眼に展開され、敗戦直後に発表された小説『審判』の敗戦認識を詮索するために不可欠な一節である。この一文からみれば、字面上の「世界」は現実の世界と認識して差し支えないが、武田の思想的根源を凝縮した戦中の名作『司馬遷』を考察してみれば、武田における「世界」は『史記』という空間が生み出す「史記的世界」、さらにいえば全体的世界である。この「世界」は戦中の武田の理解では、「日本人の力が「世界全体」を支えるのであるから、日本人の考えも、「世界全体」を支えなければならない。わたくしたちは「世界全体の歴史」を、自分のものとして、考えなければならない^②」という。ただし、戦中の武田における世界は明らかに日本を中心とする単一的な世界であったのと比べて、戦後の「世界」はもはや「外国人のまっただなか」の差異的な世界、または戦争責任を背負う「審判」的な世界という意味である。つまり、「世界全体」はもはや日本のみで支えられる世

界ではなくなり、「各民族」が「審判」の主導権を握る疎外的な世界となっている。

武田はここで「日本で敗戦を迎えた人」と「外国人のまつただなかで敗戦を迎えた人」を区分化し、「世界の審判」という特異性に至る。とりわけ注意したいのは、集団的な共同体としてのネーションに対するのではなく、「自分」または「自分一人」が「批判」の標的となっている点である。個の対象への「批判」とはいえ、この「批判」は日本人としてのみでなく、一人の生活者」という、集団から疎外された個的主体に寄せられる。武田自身の体験談から総括されたこの「個人」の主体認識は、敗戦直後の武田の心境を代弁する『審判』においても反映されている。

『審判』の同時代評を概観すれば、「中国人に対する加害者、少くとも共犯者としての罪悪感」⁽³⁾という指摘が挙げられ、「自分の意志によって中国人を殺した青年の罪業感を書いた、いわばヒューマニズムの作品である」⁽⁴⁾と位置づけられていることが確認できる。このように、『審判』からみる武田自身の贖罪意識が、発表当時から小説において際立ったテーマと見なされてきた。むろん、武田の『審判』の主体構築を考察するにあたり、そこに前景化される「罪」の感覚を避けては語れない。

これに関連して、上海で武田と共に敗戦後の時間を過ごし、いた親友の堀田善衛によると、武田は「詩を書きながら、しきり（引用者注：ドストエフスキーの）『罪と罰』のような小説が書ければ本望だ、と云って、世の狂燥をよそにして、漢訳の聖書

を一生懸命に耽読していた」⁽⁵⁾という。この堀田による回想の事実からして、罪の反省を具現化した『審判』や『蝮のすえ』は、まさに戦後武田の希求に値する「『罪と罰』のような小説」であろう。さらにいえば、「世の狂騒をよそにして」という態度も、上記に触れた「単に日本人としてのみでなく、一人の生活者」という当時の武田の個人主義的な姿勢が貫かれている。国家や世間など（公）の場から疎外される人間性が武田思想の基底にあるといえよう。また、武田が『罪と罰』に固執する理由は、堀田と同じく武田の親友である竹内好による戦後の武田作品への評価から確認できる。

それは、武田の思想形成の根元になっている一種の罪の意識である。日本人の戦争責任の問題といつてもいい。おのずから今日の生き方にもかわる問題である。それを切ないほど喉をふりしぼってうたいあげている。死という想念が、現実性を帯びて読者にせまるのは、そのせいである。⁽⁶⁾

竹内の所見は、武田思想の根源にある「罪の意識」にフォーカスしているのはいうまでもない。その点について分節してみれば、武田の「罪の意識」は常に戦中の「戦争責任の問題」と戦後の「今日の生き方」といった二つの方面に由来しているといえる。この両方は武田の内面において膠着し、『審判』の物語構造においても交互に機能している。『審判』の物語内容を見れば、前部は戦後の生き方に、後部は戦中の戦争責任に対応

しつつ、二つの部分が複雑に入り組んでいることがわかる。武田にとって自身に根付いた「罪」の意識は、「切ないほど喉をふりしぼってあげている」ほど深刻で回避できない問題である。それは武田の「死という想念」が常に物語のなかに顕在化している所以であろう。

武田と『罪と罰』については、周知的には言及されてきたが、具体的にどのように小説に差響いたのかについては、いまだに議論されたことがない。武田の戦争犯罪の告白を検討することも本稿の目的の一つであるがゆえ、『審判』に見られる『罪と罰』の痕跡を模索する。さらに、テクストと関連資料を把握したうえで、武田泰淳『審判』における主体の軌跡を探りながら、敗戦直後における武田の思想的な射程を問い直す。

一、空間としての「上海」表象

周知のように、武田は一九三六年十月から三九年九月までの間、輜重兵として中国戦線に赴き、呉淞（現・上海）に上陸後、周囲の杭州、蘆州などの地を転々と巡った経験を持つ。四〇年に除隊後、四四年六月から四六年二月まで上海で過ごし、そのまま終戦を迎えた。その後、上海から引揚船高砂丸で帰還したが、上海は武田にとって戦争体験の発端と結末を意味しており、特に後者の場合は武田の戦後出発との連係が予見できる。

当時、上海で武田と同行していた堀田は、敗戦後に武田が書いた作品群について、「彼の、上海もの、あるいは中国もの等

として分類されているかもしれぬ作品群の根底には、動かしがたくこの「審判」がひそんでいた」と述べている。つまり、武田が書いた「上海」あるいは「中国」にかかわる作品はいずれにせよ、引揚者として外地で「審判」を受ける志向と切り離せない。堀田が、「一見割に淡々として語られているものであったけれども、その内実は淡々どころではない」と述べているように、武田の作品の平淡とした語りにも武田の深意が隠されており、彼の激烈な心情が渦巻くことになる。堀田の見立てどおり、『審判』のなかの「上海」も「淡々として語られている」ように見えるが、「淡々どころではない」のである。『審判』は戦後初期の武田の短編小説として、「終戦後一月ばかり」を物語の始まりとし、「国際都市」である上海の光景を「杉」と呼ばれる主人公「私」の視点から語っていく。

終戦後一月ばかりは、掃除もしない、夏草の荒れるにまかせた洋館の庭に面し、私は私なりに考えつづけていた。ゼスフィールド公園の前の市場へ買物に出るほかは、ほとんど二階のベッドと下の応接間のソファで重苦しい時間をすごしていた。買物の往復に眼にうつる街の風景は、もう自分とは全く関係のない速度で変化していた。青天白日旗の下に貼り出される新聞やビラには、私をおびやかす、戒め、はては嘲笑う文句が毎日増やしていた。行きつけのわんたん屋や、住宅区の門番、自転車修繕の子供など、いつでもどおりおだやかに私をむかえてはくれたが、私自身はも

はや客でも住民でもない、ある特別な哀れなる異国人という風に自分をとりあつかった。(武田泰淳『審判』『武田泰淳全集 第二巻』筑摩書房、一九七八年二月、三頁)

まずは、「掃除はしない、夏草の荒れるにまかせた」旧租界を象徴する「洋館」が視界に飛び込み、外地の変貌と元植民者の立場を示唆する。また、空間の変化は時間の推移をおしして体現されている。「重苦しい時間をすごしていた」だけでなく、街の風景は「自分とは全く関係のない速度で変化していた」というように、周囲の変化に取り残された杉はこの変化を歓迎しておらず、すでにこの時空から隔離される存在となっている。

そのうえ、「青天白日旗の下に貼り出される新聞やピラ」に対して、「私をおびやかす、戒め、はては嘲笑う文句が毎日増やしていた」といった仮想の圧力を感知する。街の知り合いは従来のまま杉に接したが、杉の理解は相反する方向に傾斜し、「もはや客でも住民でもない、ある特別な哀れなる異国人」だと自己定義する。

一見、終戦後の「上海」の光景を語っているようだが、そこから語り手の杉の時空の変遷に対する主観的な認知が浮上し、旧植民者であるというアイデンティティーが解体され、「異国人」へと転落する喪失感が内蔵されている。ここで示される「転落」は、武田と堀田が「ともに敗戦前後の上海で生活して、日本の敗北が明らかになるにつれ、中国一般庶民の待遇が逆比例して、だんだん暖かくなった」という体験⁹⁾、すなわち作者武

田の実体験と符合している。

上海での「ユダヤ人や白系ロシア人」など、いわば「祖国なしで上海の街に住みついている人種」を、杉は自らの境遇と重ね合わせる。「かつて面白い奴等ぐらいに眺めていたこれらの人種」が、「国家の保護なしで生きて行く」杉にとっては敗戦後の「経験に富む大先輩のよう」に実感される。

戦後上海のロシア人といえは、一九二二年十二月五日に、ロシア海軍上将スタルクが率いる艦隊、すなわち「ソビエト軍との戦いから敗走したいわゆる「白系ロシア人」の一群」が、「上海への上陸を求め」たスタルク艦隊事件に遡る。それを先駆として、その後も「グレイボフ將軍率いる極東コサック軍」や、元々半ばロシアの植民地で、「ソビエトの支配が及んで安住の地ではなくなつたハルビンから上海にやってくる人」など、ロシア難民が上海に到来する。政治的な立場によって、白系のロシア人は上海で悲惨な境遇にあり、西洋の「乞食」と見られることもあつた。一方、ユダヤ人の場合は、一九三八年十一月の反ユダヤ暴動「水晶の夜」事件をきっかけに海外逃亡が始まつて以降、上海の共同租界が彼らにとつて「世界で唯一の場所」であつた。ユダヤ人は上海租界が受け入れたロシア人に続く二番目の白人難民で、とりわけ太平洋戦争勃発後に生活状況が格段に悪化した¹⁰⁾。白系ロシア人とユダヤ人は上海で一時的には安定したが、戦乱とともにその待遇は悲惨なものになつていた。このような歴史的な経緯を踏まえて、戦争の敗北を経験している杉も「経験に富む大先輩」である白系ロシア人とユダヤ人

と同様に、亡国の難民として自らを思い定めたのであろう。このように、杉を白系ロシア人やユダヤ人らの避難民と同列に扱うことによって、上海という空間における無保護で、孤立した主体が表象される。のみならず、杉という個人にさらなる「審判」が迫ってくる。

日本人、ことに上海あたりに居留していた日本人は、もはやあきらかに中国の罪人にひとしい。中国ばかりではない、世界中から罪人として定められたと言つてよかつた。戦争に負けて口惜しいと思うよりも、私は生まれてからこのかた経験したことのないほど、あまりにもハッキリと、世界における自分の位置、立場をみせつけられ、空おそろしくなるばかりであつた。この上海はつまり世界であり、この世界の審判の風にふきさらされ、敗滅せる東方の一国の人民が、醜い姿を消しやらずジツトしている。そのみじめさ。

(三〜四頁)

もとより第二次上海事変後、上海は日本軍の管轄下にあつたが、敗戦により、上海にいる日本人は戦中と大きく立場が逆転し、「中国の罪人」となつた。上海は多国籍の住人を收容する無国境の「国際都市」という、人種と国家を超越した「世界」を体言する都市空間であり、上海で見舞われる「審判」はまさに「世界」から下されるに等価である。上海にいる杉は「罪人」としての位置・立場を決して自主的に容認したわけではなく、

受動的に「立場をみせつけられ」、罪を認めることを余儀なくされる。これは戦争敗北に対する「口惜しい」思いではなく、主体としての初体験であり、あまりにも「みじめ」である。杉は「懺悔」と「贖罪」といったような積極的な意志を持たず、ただ「亡国の民の運命」という喪失感を抱く。ユダヤ人や白系ロシア人と並置され、国家の運命が個人の運命と重なり合つて窮地に追放されてしまう主体が表象される。

以上から確認できるのは、「上海」という空間が杉の主観的な知覚により、「世界」さらに「宇宙」へと空間の外延に増幅していき、杉に「敗滅」の啓示を容赦なく与えているということである。この点について、武田が一九五七年に発表し、上海での経歴を点検したエッセイ「ぼくと上海」に類似した記述が見出される。武田は「敗戦ときまつてから、はじめて僕も、いからか国際的な保証なき民の一人となることができた。自分を支え守ってくれるものが、すべて消え失せること。諸民族の間にもまれて、たつた一人で試されること。これくらい貴重な体験はない」⁽¹⁰⁾という。

上海での多国籍の人々は、終戦に際して各自のナショナル・アイデンティティーが「国際都市」という空間において一時的に模糊となり、互いに同一化する傾向を見ている。そこで日本人だけが「罪人」の身分を背負わざるをえない立場にいて、「審判」を待ち受けなければならない。武田がこのエッセイで言及した「自分を支え守ってくれる」ナショナル・アイデンティティーの敗滅により、「たつた一人で試される」体験はまさに『審判』が描

出した無保護、孤立した主体像と合致する。かくして、「国際都市」の上海という空間と拮抗し、相容れなく排斥されつつある主体の構築を進めながら、武田は敗戦後における自らの位置を模索しているのである。

二、「滅亡」をめぐる弁証法

敗北の生活を味わっている杉は、以前雇用していた「アマさん」(住み込みの家事労働者)に「杉さんなら中国人になれる。中国人になってしまえば心配はない」と助言されたこともあったが、やはり「日本人を廃業する」ことに「不安を感じる」。その背後には、杉が自らの不安自体を、「日本人が地球の何処かで暮して行く姿や動きがひろく心にかかっている証拠」であるとする、日本人であることへの執心が潜在している。杉は中国で敗戦という打撃を受けながらも、「日本人」というアイデンティティーを捨象しきれず、中国人へと転身することを拒絶している状態のもとで聖書を読み始め、とりわけ黙示録に共感を覚えることになる。なかでも、「この間の原子爆弾の恐怖」が黙示録の情景と合致してしまう。聖書の黙示録の内容は、小説のタイトルでありテーマでもある「審判」に応呼することはいうまでもなく、本小説の趣旨を探るうえで重要な引用である。

「第一の天の使らつばを吹きければ血のまじたる雹と火と地にふりくだり地の三分の一焼けうせ、また樹の三分の一

焼け失せ、すべての青草も焼けうせたり。第二の天の使らつばを吹きければ火に焼くる大なる山の如きもの海に投げ入れられ海の三分の一血になりたり。海の中にある造られたるいきもの三分の一死に船三分の一やぶれたり。第三の天の使らつばを吹きければ一つの大なる星ともしびの如くに燃えて天よりおつ、すなはち河の三分の一および水の源におちたり。この星の名はいんちんといふ。水の三分の一はいんちんのごとくにくがなれり、かく水ののがくなれるにより多くの人死ねり。第四の天の使らつばを吹きければ日の三分の一、月の三分の一、星の三分の一みな撃たれてその三分の一すべて暗くなり昼三分の一光なく夜また光なし、われ見しに一つの鷲そらの中央を飛び大きな声にて呼ぶをきく、曰く、後また三人の天の使らつばを吹かんとするにより、地に住む者は禍なるかな禍なるかな禍なるかな」(五頁)

武田が引用した聖書の一節は、当時読んでいた漢訳聖書に自ら日本語文語訳を施したものである⁽¹⁾。引用箇所は、新約聖書「ヨハネの黙示録」第八章が記した、御使いが一つ目から四つ目のラツパを吹き、地上に災難を引き起こすところである。「ヨハネの黙示録」の構成は、「前後を序文と結びの手紙形式で囲んだ三部分から成っている。第一部は七つの教会にあてた手紙、第二部がバビロン(ローマの都)と、この国に対する災い・裁き、第三部が新天地と新しいエルサレムの出現」⁽²⁾に

分けられる。『審判』が引用したのは第二部である。注意したいのは、「ヨハネの黙示録」の手紙という形式である。武田はこれに触発されて、『審判』で手紙形式を採用したと考えられる。換言すれば、武田は「ヨハネの黙示録」の内容を引用し、手紙という形式をも受容した可能性が高いということである。

『審判』における「ヨハネの黙示録」の引用は、新約聖書「ヨハネの黙示録」が記した、ローマ首都のバビロンさらにローマ全土に及ぶ災い・裁き、すなわち神からの審判という内容から成っている。具体的には、「神の最後の勝利は確実」であるもとで、かつて教会信徒を迫害した「ローマの支配の象徴である獣とバビロンの、それゆえサタンそれ自身の、最後の敗北と滅亡の一大ドラマを描き出して見せる」といった内容が書かれている。そこから踏み込んで考えれば、「ヨハネの黙示録」のコンテキストには、敗北者に対して下される破滅の審判という含意が包摂されている。『審判』の場合はどうであろうか。「黙示録」の天罰は「そっくりそのまま今の日本にあてはまる」。すなわち、日本も同じく破滅の審判に見舞われている。日本で黙示録の悲劇が再演されることによって、日本の破滅という不可避の終末が開示される。ここで黙示録は、媒介として敗北者への「審判」という主題を強調しているように思われる。

黙示録も原爆も敗北がもたらした絶対的な破壊である。この破壊は、「絵画的な描写」から「絶望感」に帰着する。この外部から到来する（暴力）の表象は、内的な（絶望）を引き起こした。杉はこのような絶望感のなかで二郎と出会う。杉の悲哀

と二郎の冷淡さは対照的であったが、二郎は表面の無関心とは裏腹に、敗戦について自分なりに考えており、「まだまだラッパはこれから何度も吹き鳴らされる」という杉の見解に賛同する。二郎は「破滅をこうむる」際に「一人一人が平等に罰を受けるんでしようか」という問いに執着している。「罰が平等なんで俺だつて考えないさ。今度だつて家を焼かれたり、焼かれなかつたり。一家全滅もあれば、生き残りもありね」と答える杉に対し、二郎は「杉さんの言う意味はわかりますよ」、「今度の破滅が神の審判だとは言い切れない」と留保しながらも、「ただ僕自身、最近は裁きということばかり考えているもんですから」と釈明する。一人当たりの罪が平等なわけではないが、この「審判」からは誰一人逃れることができない。日本の破滅は国家単位ではなく、必ず「一人一人」という個の主体で向き合わなければならないという、強迫的な状況が示唆される。

二郎との会話以来、黙示録の情景を脳裏に反復しながら敗北への反省を繰り返している杉はある日、友人との論議で「エネルギー不滅説」を語ることになり、友人の「馬鹿げた話」に思わず圧倒される。そこから物語は黙示録が描いた滅亡から、日本の滅亡へとすり替わっていく。

「一国が亡びることは、それだけのエネルギーの消滅のように見えるが、実は人類全体のエネルギーは不変不滅のなさ。それは物理的に見て、宇宙のエネルギーが不変不滅であるのと、ちょうどおんなじなんだ。だから日本が亡びる

ということはおどろくにあたらんのだ。日本やドイツが亡びようと、人類全体のエネルギーは微動だにしない、不変なのだ。もちろん、亡びないでいたって何でもないことだけだね。人間物理の法則でそうなるだけのことだね。国なんて奴が沢山並立している以上、絶対的に全部の国が存続するなんてことあり得ないさ。つまり絶対的に存続するものなんて、あるはずがないんだから。個々の国々の滅亡はむしろ世界にとつては栄養作用でね、それを吸収して人類全体の存続が保証されるようなもんなんだからな。(八〇九頁)

一国の滅亡も、「エネルギー」の次元から考慮すれば「世界にとつては栄養作用」であるという友人の解釈からは、驚異的な合理性が見て取れる。これは明らかにア・プリオリ的な立場から導き出された結論である。まず、黙示録のような敗戦に「苦しさ、悲しさ」を感じ苦悩する杉の感性的な捉え方よりも、「物理的」に一国の滅亡を捉える友人の観点はより理性的である。すなわち〈国家〉というイデオロギー以前に、自然科学の視野で「人類全体のエネルギー」、「宇宙のエネルギー」といった超越的な立場から見れば、「日本の亡びる」ということはちつともおどろくにあたらん」ごく自然な出来事である。

このような視野のもとで、共時的に見れば、国の滅亡は「人類全体のエネルギー」にとつて僅かでさえ影響を及ぼさない。通時的に見れば、全部の国が「絶対的に存続すること」は不可

能である。したがって、「個々の国々の滅亡」を世界の立場から、人類全体の立場から見ると、国家の消費を通して「人類全体の存続」に貢献することになる。

友人の言葉を借りて、武田は人類全体のエネルギーというア・プリオリな視点から、国家の滅亡が世界と人類に対してエネルギーの均衡を保つ手段だと思弁的に語っている。この点について、武田が『審判』のあと一九四八年に発表した「滅亡について」との類縁性がうかがえよう。このエッセイのなかで、武田は『聖書』が描く黙示録の世界破壊と司馬遷の『史記』が記録した春秋戦国の歴史とを接続して、生存と滅亡の弁証法に辿り着く。

戦争によつてある国が滅亡し消滅するのは、世界という生物の肉体のちよつとした消化作用であり、月経現象であり、あくびでさえある。世界の胎内で数個あるいは数十個の民族が争い、消滅しあうのは、世界にとつては、血液の循環をよくするための内蔵運動にすぎない。この運動がなくなれば、世界そのものが衰弱し、死滅せねばならぬのかもしれない。私たち人間は個体保存の本能、それが発達して生まれた種族保存の本能のおかげで、このような不吉な真理をいみぎらい、またその本能的な日常的なげしさによつて、滅亡の普遍性を忘れてはてはいるが、しかしそれが存在していることはどうしても否定できない。⁽¹⁴⁾

右の段からは、武田が国家滅亡の必然性を説くにあたって、歴史的な文脈に準拠しようと試みていることが容易に推察される。すなわち武田は、黙示録の世界破滅という宗教的・精神的な教訓をとおして、春秋戦国の敗北を想起させることにより、世界の領域における滅亡と生存の原理を開示していく。前述の「エネルギー」というア・プリオリな視点に比して、この一節において、あらゆる議論は経験的な地平から出発しており、国の滅亡もまた、「生物の肉体」の「消化作用」、「月経現象」および「あくび」といった、物質交代として象られる。ただし、根本的な見解は『審判』の滅亡説の延長だと考えてよかろう。

『審判』と「滅亡について」からの引用箇所を総覧してみれば、相応する叙述が多く見られる。たとえば、『審判』における「人類全体のエネルギーは微動だにしない、不変のさ」という箇所と、「滅亡について」において一国の滅亡を「世界という生物の肉体のちよつとした消化作用」に喩える措辞が響き合っているところ、あるいは『審判』が論ずる世界の「栄養作用」が、「滅亡について」が説く「血液の循環をよくするため」の内蔵運動をそのまま意味しているところなどが挙げられる。約言すれば、両者の同一化した叙述によると、国家の相対的な「滅亡」がなければ、世界の絶対的な存続は「衰弱し、死滅せねばならぬ」結末となる。

武田の滅亡観のもとでは、〈国家／世界〉、〈滅亡／存続〉といった二項対立が頻出し、相互に対峙しつつ均整を取る図式が描き出される。ここにおいて、相対的な滅亡は、絶対的な存続と

同調している。そうであるならば、日本の滅亡は一種の宿命論と見なされるべきであり、その原型はまさに黙示録の「審判」という主題に由来するであろう。そもそも、その循環作用に我々の「個体保存」、「種族保存」の本能がどれほど抵抗しているかが、その揺るぎない絶対的な存在を認めざるをえない。

『審判』においても「滅亡について」においても、世界の存続にとつての世界の滅亡の合理性と必然性が説かれているが、二郎は友人の滅亡説を「それで万事解決できるでしょうか」と疑問視し、「日本人一人々々の場合」という視点からすれば、「個人にあたえられる裁き」だと帰結している。つまり、世界という全体的な滅亡と存続をめぐる弁証法を提示しながらも、「個人」の位置からすれば主体的に拒否、抵抗していることになる。

三、限界としての「兵士」と個人としての「犯罪者」

テクスト後半の二郎の手紙は、前半部分の杉の語りと対照的となつていることは明瞭である。それを榊原理智は「帰る物語」と留まる物語が抱き合わせになつている」⁽⁴⁵⁾と評して、「杉と二郎の間に共犯的に作り出されてくる新たな国家的共同性の枠組み」という論理を打ち出す。むろん、杉と二郎の間に存在するのは〈帰る／留まる〉の共同体だけでは済まず、両者の語りに包含される〈引揚者／復員兵〉、〈戦後／戦場〉、〈内地／外地〉といった相対的な枠組みも看過されてはいけくない。引揚者の杉が語る敗戦体験と対比的に、二郎は戦後復員兵として回顧的な

視点から戦場の殺人体験を中心に語る。二郎は杉宛の手紙のなかで「ある理由によって帰国しないことに決めました」といい、他人に知らさずに密かに外地に留まることにする。その理由とは、「戦地で殺人をしました」という殺人行為である。

戦争である以上、戦場で敵を殺すのは別にとりたてていふほどのことでもありません。兵士としては当然の行為でしょう。しかし私の殺人は、私個人の殺人でした。兵士であつた私というより、やはり私そのものが敢えてした殺人なのです。私はもちろん自分が一生のうちに、自分の手で人を殺すことがあるうなどと思つてみたことありませんでした。(十四頁)

二郎の告白ではまず、「とりたてていふほどのことではありませんまい」という弁解によつて正当性が提示される。「兵士」である以上、殺人行為は普遍的だとされているが、二郎は殺人行為への自覚はここまでにとどまらず、さらに自己の殺人行為を追及し、戦場での殺人を「個人の殺人」、「私そのものが敢えてした殺人」だと帰結する。二郎は、当初予想がつかない殺人行為は戦争というカモフラージュでは弁解できない、主体的な犯罪だと断定している。二郎は軍隊に入るとき、殺人方法を教えられ、当然のように身につけた。その軍隊入隊の回想によれば、戦場での殺人は「勇敢、犠牲、献身、無我、その他いろいろ青年の心をささう美德」などで美化される。昭和期の日本軍

の特質といえ、⁵⁾「皇軍」、「天皇の軍隊」と呼ばれ、軍隊は「天皇統帥の下」にあるという名目で組織されている。このような精神的なスローガンのもとで、軍隊の教育も厳格に進められ、「兵種固有の戦闘法」、「戦闘を行うなどの教育」などが実施された。⁶⁾二郎はまさにこのように精神的、肉体的に教育されてきた兵士といえよう。

戦場という空間はモラルのない空間であり、「自分をみちびいてゆく倫理道徳を全く持つていない人々が多かつた」と認識する二郎は、「無用の殺人」を幾度目撃した。二郎の手紙であるテクストの第二部分は、第一部分の神の裁きとは対比的に「法律の力も神の裁きも全く通用しない場所、た、た、た暴力だけが支配する」空間を作り上げている。二郎の一回目の殺人は、「人情も道徳も何もない、真空状態のような、鉛のように無神経なもの」だけが残る戦場の無惨な実相の証左として描かれている。まるで野間宏が描く軍隊という「真空地帯」のように、それは一般的な社会秩序から疎隔される空間であり、なかの人間も日常的な感情を切り捨てねばならない状態にある。ここでの「真空状態」は、まさに野間の見地とは同格のように描かれている。

二郎は分隊長の命令のもとで、荒涼な田舎町で出くわした二人の善良な農夫を殺したことがある。一回目の殺人に対する二郎の理解は、「生物を殺すなんて悪でもなければ罰でもない、分解するだけの話」というものであり、道徳感覚が欠如している。このような戦場の人間心理について、武田はエッセイ「限界状況における人間」のなかで、以下のように述べている。

戦場における人間は、日常生活における家庭人とまったく違つた生きものになる。これは戦場に立つた経験のない世代の人には、容易にのみこめないおそろしいことである。常識をよくわきまえた健全な家長であつたはずの自作農が、戦場では鬼畜のような悪をやつてのけることがある。戦場とは、ある人間を生かすために、ある別の人間を殺さなければならぬ犯行現場である。はじめから、戦場とは矛盾のかたまりなのだ。ヒューマンズチックになるために、アンチ・ヒューマンズムの仕事を引きうけねばならない。常識では許されることが、そこで奨励される。裁判官や警察官が口やましく禁止している行為が、競いあつて実行される。⁽⁷⁾

武田は戦場における人間が直面する(日常/非日常)、(健全/鬼畜)、(生/死)などの二元的なアポリア、いわば戦場という危機的な境界へと押し出している。「日常生活」とは正反對な戦場に置かれる人間は、「家庭人とまつた違つた生きもの」となり、人間性を喪失する恐れがある。それは、「戦場に立つた経験のない世代」とつて、容易には理解できない限界状態である。普段は常識人だとしても、戦場では「鬼畜」へと転身してしまふ。あらゆる矛盾に向かおうとするとき、非合理的な行為がまかり通ること、戦場はヒューマンズムの限界を問うアモラルな法外空間となつてゐる。戦場という限界状況において、あらゆる日常が非日常へと、善意が悪意へと変格してしまふの

はごく普遍的なことであり、自らの(生)を維持するために、他者に(死)を求めることも許される。二郎が一回目の殺人に對して懺悔を感じないのは、このような極限状態を反映しているのであろう。

二回目の殺人のとき、二郎は相変わらず「真空状態、鉛のように無神経な状態」にある。二郎は一軒の小屋で、白髪の老夫婦を「自分の意志」で殺そうとするにもかかわらず、殺人を実行している間に「ひきがねを引けば私はもとの私でなくなる」、「もとの私でなくなつてみることに、それが私を誘いました」といつたような自我の解体に迫られる。鹿野政直は、『兵士であること 動員と従軍の精神史』のなかで、普通の人間が兵士になることは、「みずからの意識にかかわりなく動員された存在」という意味で被動者であるとともに、戦場を駆けめぐるといふ意味で主動者になることであつた」といふように、兵士はまず主動者と被動者両方の性格を備えると主張している。

のみならず、鹿野は「みずからの生活(しばしば生命)を中断されるという点で被害者であるとともに、他者の生活(しばしば生命)を中断するという意味で加害者になることであつた。より正確には、被動者≠被害者となつたがゆえに、主動者≠加害者となる存在であつたといふべきかもしれない」といふ⁽⁸⁾。つまり兵士という存在は、戦争の主動者と被動者であるといふ経緯によつて、加害者と被害者の二重構造に当てはめられてゐる。それは決して自主的に選択した結果ではなく、その身分に付随した宿命である。二郎も「自分がどうもただの市民くさく

て、兵士らしくないのを恥じた」こともあり、「荒々しく敵を殺せる男であるように努め」たという。こうした意味では、二郎は被動的に戦場に駆動されて、自我をなくしてしまう羽目になる一方、他者の命を剥奪する加害者になりつつある。

しかし、二郎は二回目の殺人に対して、一回目の殺人とは違う見解を示している。それは、兵士である以前に個人としての殺人だと自覚したからである。「罰のない罪なら人間は平気で犯すもの」思いつつ、二郎は、「自分は少なくとも二回は全く必要な殺人を行った。第一回は集団に組して命令を受けたのだとしても、第二回は完全に自分の意志で、一人対一人で行ったものだ。しかも無抵抗な老人を殺した。自分は犯罪者だ、裁かるべき人間だ」(二十頁)という見解をもち、自らにも罰が下されたように自覚する。戦場という(真空)の空間においては兵士の犯罪は許されるが、個人としての犯罪は懲罰を免れない。ここでは一回目と二回目の殺人の分け目が明らかになる。つまり一回目は「命令」という不可抗力のもとで実行される犯罪であるが、二回目は「完全に自分の意志」による「一人対一人」の犯罪であるというように、完全なる個人の犯罪に該当する。このように自我を個的主体として発見するときこそ、二郎は自分が「犯罪者」、「裁かるべき人間」だと認識しはじめる。個的主体としての認識が二郎にとつて罪の自覚を蘇らせる力ラクリだといっても過言ではない。それを契機に、二郎は二回目の犯罪後、自らの行く末と殺された老夫婦の運命が同一化する想像を巡らせる。

私たちが年老い、私が盲目になる、鈴子がつんぼになる。

そして私たちの住む部落が焼かれ、二人だけで地面に坐り込んでいる。すると足音がきこえ、人声がする。どこかほかの国の兵士がすぐそこまで来ている。しかし私は身うごき一つでぎず慄えている。すると、かつての私とよく似た外国兵士は何の気なしに銃をとりあげる。そして私がかつて考えたと同じことを考える。同じように発射。弾丸は私の頭に命中する。老婆となつた鈴子はビクつと肩と顔を動かす。そのまま声も出さずにジツとしている。夜が来る。誰一人救いに来る者はない。そんな情景がハッキリ目に浮かびました。(二一頁)

二郎が殺した老夫婦の形象は、そのまま自分と恋人鈴子の老年に重なり合つて二郎による想像の原型(プロトタイプ)となる。

二郎が兵士として老夫を殺したという事実は、「ほかの国の兵士」が老夫としての二郎を殺す情景へと転化して再現されてしまう。このように、殺す側と殺される側の位置だけが倒錯する瓜二つの殺人現場をとおして、二郎の主体認識を凝縮した構図が浮上する。それは、自我と他者の転位によつて、戦争犯罪者の自我同一性に目覚めることである。

哲学的視座からすれば、自我を認識する際、「自分を見極めたいのであれば、徹底して自らのなかの他人を点検するしかない。それらの他人がどういふ形で自分のなかに組込まれているかを。そして、その点検・吟味の過程こそが自分と他人のずれ

の確認であり、自分というものの確立の第一歩である」と池上哲司がいうように、他者を自己の立場で捉え直すことよって始めて自我を認識することができる。こういった意味では、「自分は他人のなかにしか存在せず」、「自分のなかの究極の他人は自分のこと」⁽¹⁹⁾、ということになる。二郎もまさに老夫婦という他者の体験への追体験、つまり「他人がどういう形で自分のなかに組込まれている」かという鏡像をとおして、他者が体験した殺される事実を実感し、今まで気付かなかった自ら戦争犯罪を認知することができた。追体験の原型に自らを擬すること、主体の認識に他者を呼び込むという営為のみが、主体の自覚を保有することを可能せしめるのである。

四、多声化される告白のモード

『審判』の同時代評のなかで、堀田が「それは日本文化を守るといふことよりも、「審判」です。あれにはやはりはじめてか、二度目か知らないが、「罪と罰」を読んだ感じがあるのだ」⁽²⁰⁾と述べている。武田自身も『罪と罰』の作者について、「まあ、ドストエフスキーを読むと安心するな。(中略)宗教のために安心するか、文学のために安心するかしりませんけれども」⁽²¹⁾という評価を付けている。ドストエフスキーが一八六六年発表した『罪と罰』の日本における受容とえば、内田魯庵が日本で最初に『罪と罰』を訳出したのは一八九二年のことである。その後、日本近代文学史において幾度も熱狂的なブームを起こ

し、読み続けられてきた。最初に翻案されたときは、特に「当時の文学界や知識人に与えた衝撃が大きかった」⁽²²⁾。このように、『罪と罰』は明治時代半ばから当時のインテリ達の教養的な文学として、とりわけ日本の青年の共感呼んだ。

周知のように『罪と罰』という作品は、大学を除籍になった貧しい青年主人公ラスコーリニコフが、自分の忌まわしき境遇から抜け出すために、「人類に対する人道的な義務」を果たそうと、狡猾な老婆とその妹を殺したあと、犯罪者だと自覚し、「罪のつぐない」を行う長編小説である⁽²³⁾。当時、「罪が現実存在していることを明らかに示している」とされたこの小説のなかでは、主人公ラスコーリニコフの「不安に脅かされ、自己分裂に陥るのは、この実在する罪が、かれの自覚の有無に拘らず、かれに働きかけている」様子が描かれ、「聖書で知り、イエス・キリストを知った日にはじめて自覚する」⁽²⁴⁾贖罪の旅が構想されている。『審判』が『罪と罰』を模倣したといわれるのは、二郎の戦争犯罪とその自覚が描かれていることが、ラスコーリニコフを想起させるためであろう。

『罪と罰』のなかで、主人公ラスコーリニコフは二回殺人を犯し、恋人のソフィアに犯行を告白する。計画を立てて「十四等官未亡人で金貸しのアリョーナ・イワノヴナ」を殺したあと、殺人現場を偶然に目撃したアリョーナの妹を慌てて殺した。一回目の殺人について、ラスコーリニコフは「その金をもとに、全人類の共同の事業に一身を捧げるのさ」、「ひとつのちっぽけな犯罪は数千の善行によつてつぐなえないものだろうか?ひと

つの生命を代償に、数千の生命を腐敗と墮落から救うんだ。ひとつの死と百の生命を取りかえる」という、人類のためなら悪事をはたらいた老婆を殺してもかまわないという理論を作り出し、犯罪の合理的根拠を成立させんとする。

しかし、二つ目の殺人は不本意であり、それをきつかけに殺人を犯した主人公は道徳意識に苛まれ、「恐怖はしだいに強く彼をとらえ、とりわけこの二度目の、まったく予期しなかった殺人のあとではそれが強まった」。「それも自分の一身にせまる恐怖からではなく、自分のしでかしたことへの戦慄と嫌悪からだけでも」という。犯罪後のラスコーリニコフは「言わずにすませないどころか、その瞬間をほんのわずかに引き延ばすことも不可能だと、ふいに直感した点にあった。なぜ不可能なのかは、まだわからなかった。彼はたんにそう感じただけである。だが、必然にたいして自分が無力だというこの苦しい意識は、ほとんど彼を押しひしがんばかりだった」という苦悩の末に、恋人のソフィアに殺人の真相を明らかにした。

『審判』においても、『罪と罰』のプロットとほぼ同様に、二郎も二回殺人を犯したあと、恋人の鈴子にその罪を打ち明ける。一回目の殺人では、二郎は上官の命令で殺人を遂行し、「命令の声、数発つづく銃声、それから私も発射しました」という。その後、「人を殺すことがなぜいけないのかね」、「生物を殺すなんて悪でもなければ罰もない、分解するだけの話だ」と思い、人間を物質へと還元すれば生物ではなくなるという論理で殺人の正当化を図るが、ラスコーリニコフと同様に、二回目の殺人

を正当化することができず、殺人の合理性に見当がつかないゆえ、罪の意識が深刻化してしまう。小屋で無力な老夫婦を目の当たりにし、つい殺意を抱くが、「第二回は完全に自分の意志で、一人対一人で行ったものだ。しかも無抵抗な老人を殺した」と内省を行う。その後もまたラスコーリニコフと同じように殺人を反省した結果、「例の「話」をせねばならぬ」思いで恋人の鈴子に罪の告白をした。

このように、『罪と罰』のラスコーリニコフも『審判』の二郎も、二回の殺人を犯し、一回目は正当化することができるが、二回目は正当化できない。さらに二回目の殺人のあと、主人公が道徳的な自責に陥って恋人に犯罪を告白する。こうしたプロットの設定からみれば、『審判』は『罪と罰』の物語内容の影響を受けているように思われる。内容的な類似性のほかに、文体の面で『罪と罰』と共通している点はテクストにおける多声的な構造である。一九二九年にバフチンが発表した『ドストエフスキーの創作の問題』によれば、『罪と罰』を含めたドストエフスキーの小説の大きな特徴は、対話の多様性である。そして、モノローグより対話の幅が明らかに長く、主人公と自分自身の対話、主人公の間の対話、主人公と作者の対話などの面に分けられ、最終的にはポリフォニーの多声性が完遂される。つまり、主人公の「自意識は外に向けられており、自分自身や他者、第三者に張りつめた呼びかけを行っている」呼びかけで自我を定位するのである。²⁶⁾

さて、『審判』の場合はどうであろうか。武田が必ずしもバ

フチンの論述を読んだとはいえないが、『審判』のなかに『罪と罰』と共通する多声性の言説構造がうかがえる⁹⁹⁾。『審判』の多声性の問題に注目した関連研究としては、テクストを「多声的な世界へ向かう」「複声のフォーラム」として解釈する村上克尚の論を挙げることができる。村上によれば、『審判』の語りは、多声的な発話が小説の中心である記録者を追放する構造となっている。しかし、村上が論じているのは、「二郎の手紙を、杉が読み、さらにそれを読者たちが読むという」¹⁰⁰⁾形での多声性であり、ナラティブの水準からのアプローチではないがゆえ、モノローグと対話の問題には触れていない。『審判』は私小説として、主人公の意識が全編に貫かれており、複数の声が現前させる（私）の自意識がテクストに底流しているのを閑却してはいけない。テクストの多声系列を理解するために、物語の進行におけるモノローグと対話の混同を総体的に考えてみたい。

まず、杉のモノローグで敗戦への主観的な喪失感が述べられるなかで、友人からの「ユダヤ人という奴は偉いと思う」という語りかけによって、杉は自分も同じ罪人であるという感覚が触発される。それに続き、「杉さんなら中国人になれる」という「アマさん」の要請に、杉の日本人としての執着と不安が矛盾したかたちで示される。杉は亡国の感傷を解消しきれずにいるなかで二郎と出会う。小説の冒頭から杉の独白で無限に敗戦への自責が繰り返されるなかで、他者からの語りかけによって杉の思考はさらに受動的に推し進められていく。杉は「救われ

たいの一念」で黙示録から日本の破滅を連想しつつ、苦痛と救済をめぐる内的な告白を繰り返すが、同じ苦悩を持つ友人が「エネルギー不滅説」を持ちかけ、二郎は「それで万事解決でしょうか」と問い返す。二郎と友人による破滅の解消法についての延々とした論争を、主人公の杉はただ傍らで聞いているだけである。物語の進行につれて、杉は次第にモノローグの語り手の位置に斥けられ、さらに語られる内容も、杉の内面ではなく二郎が中心となっていく。「正月に二郎と共に鈴子さん一家を訪れた」杉は、二郎と鈴子または鈴子の父親の対話を、無言のままモノローグで聞けばかりで、自分なりの感想と評価を付け加えるだけという立場にいる。

テクストの後半部分は二郎の手紙という形式を取る。良心の呵責に苛まれている二郎のモノローグのなかで、兵士としての戦争体験が回想される。罪のない農夫を「君は射った」とかと訊ねる同隊の兵士に対し、二郎は「射ったよ」と返答し、密かに「原子に還してしまえば生物も何もない」と自己弁護する。

続く二度目の殺人は、二郎の自己との対話をとおして推し進められていく。「どうせ死んじまうのかな」、「きつとこのままじゃ餓死するだろうな。もうこうなったら、いっそひと思いに死んだ方がましだろうに」と、殺人を正当化するべく自己へ問いかけ続けたあげく、「殺そうか」と決断する。バフチンはこのような自己との対話を「内的対話」と呼んでいる。バフチンは「内的対話」の例としてドストエフスキーの『カラマーゾフの兄弟』を分析し、「自問している問いに答えているのだ」と

単刀直入に話している」⁽³¹⁾手法だと説明している。ここで、自己を対象化することで、二郎の内的闘争が白熱させられる。二度目の殺人を犯した二郎は、「自分は犯罪者だ、裁かるべき人間だ」という、さらなる後悔へと陥ってしまう。鈴子との対話で、二郎の「自分がそんなおそろしい人間だとは思っていないさ。しかし一度だけは確かにそれをやったんだからね」などの罪を認める主張に対して、鈴子はひたすら「信じられないわ」、「もうおやめになつて」などと拒絶してしまう。

以上からみれば、『審判』の多声的な文体には、主人公のモノローグ、主人公と他者の対話、主人公と自分自身の対話および他者の間の対話などが織り込まれている。それは、モノローグのなかに様々な対話の系列が混在し、互いが交錯しながら物語を推し進めていくという構造である。対話が挿入されることによって二郎の告白が様々に変奏され、モノローグと対話の往復が多声的な反省構造を操作している。また、対話という言語コミュニケーションは、話者の立場に——その立場に対する返答をとおして「独自の完結性をも」ち、互いの対話のやり取りにみられる「質問——返答、主張——反駁、主張——賛同、提案——承認、命令——遂行」などの独特な関係を成す⁽³²⁾。『審判』もまさにこのようなバラエティに富んだ対話の関係を内包しているといえよう。

それだけでなく、『審判』においては、登場人物同士の対話が続けられる際には必ず主人公が居合わせる。主人公のモノローグだけでは物語を発展させることができず、必ず他者と

の対話、他者同士の対話を混在させて物語を立体化させねばならない。換言すれば、多声系列のいたるところを、常に主人公という全知の視点が観察し、最終的にはすべての声(私)の自意識に回収されている。この点について、「自分の正直な告白を小説体につづつたのが私小説だと言えば、いかにも苦もない事で、小説の幼年時代には、作者はみなこの方法をとつたと一見考えられるが、歴史というものは不思議なもので、私小説というものは、人間にとつて個人というものが重大な意味を持つに至るまで、文学史上に現れなかった」⁽³³⁾という小林秀雄の私小説論が説くように、『審判』も従来の私小説のように「正直な告白」を内容の土台としている。「人間にとつて個人というものが重大な意味を持つ」という小林の言葉は『審判』の私小説文体にも当てはまり、『審判』のテクストにおける語る主体の自意識を明示するような文句と見なされてよい。

『審判』は、上海で敗戦を迎える「私||杉」の語りと、その中に内包される「私||二郎」が「私||杉」に宛てた手紙の語りという、二人の「私」の語りから構成される。これについては、それぞれの語りの冒頭を見れば容易に理解できる。

(物語の冒頭)私は終戦後の上海であつた不幸な一青年の物語をしようと思う。この青年の不幸について考えることは、ひいては私たちすべてが共有しているある不幸について考えることであるような気がする。少くとも私個人として、彼の暗い運命はひとことではないようである。(三頁)

(二郎の手紙の冒頭) 私はあなたにあててこれを書き残すことにしました。御承知かも知れませんが父と私は明日帰国することになりました。しかしこの手紙は帰国に先立ってあなたとお別れするための挨拶ではありません。(二二頁)

一つ目の冒頭に登場したのは、一人目の語り手の「私Ⅱ杉」である。この語り手は「終戦後の上海であつた不幸な一青年」を物語ろうとする立場を表明するが、この「青年」、つまりのちに直接話法の手紙に登場する「私Ⅱ二郎」の不幸を「私たちがすべてが共有しているある不幸」とし、「私Ⅱ杉」と「私Ⅱ二郎」は経験の共同体であるという言説装置をあらかじめ設定している。後半の手紙部分の冒頭と引き比べて考えてみると、前半部分の「私」が手紙のなかの「あなた」となり、一人称から二人称へと変わることで、語り手から聞き手へと位置転換する。テクスト全編を総合的に見れば、このような手紙の差出人から受取人へと向かう回路によつて、「私Ⅱ二郎」が「私Ⅱ杉」に語りかける構造となつている。むろん、この手紙の対話形式にも、上記の多声性を確認できる。

多くの先行研究⁽³⁴⁾でも指摘されているとおり、「私Ⅱ杉」と「私Ⅱ二郎」の語的内容が容易に作者武田の経験と直結できることから、物語世界の語り構造が現実の作者である武田の自意識を如実に体现していると推測できよう。『審判』も私小説として、作者Ⅱ(私)の定式に該当するということはいうまでもない。「私Ⅱ杉」と「私Ⅱ二郎」はそれぞれ武田の戦後と戦場

の意志を代弁している。両者はテクストにおいて接続され、戦前後の〈現在〉と〈過去〉における統合的な(私Ⅱ武田)を構築している。すなわち、〈現在〉のなかに〈過去〉が包含されることによつて、敗戦の喪失に戦争への贖罪が内在することが示されているのである。そうすると、武田の敗戦に対する反省のあり方は、戦場での行動についての告白が現在進行形の語りに内包される図式としてそのまま手紙形式に反映されており、敗戦という〈現在〉の自分に〈過去〉の自分が語りかけてくるという告白のモードを見て取ることができるだろう。

五、戦後の主体性を問う

作品の終盤、二郎は鈴子に犯罪の事実を打ち明けたあと、「正式に婚約を破約」するに至り、「今までにない明確な罪の自覚」に気づくだけでなく、「罪の自覚だけが私の救いだ」とさえ思いはじめました」というように救済を求め始める。そのために、「日本へ帰り、また昔ながらの毎日を送りむかえしていれば、再び私は自分の自覚を失ってしまう」という恐怖のもとで、二郎は「中国にとどまる」ことを決意する。物語前半の杉が敗北の地から立ち去り、帰国する予定であることは対比的に、後半の二郎はあえて犯罪を犯した場所に留まる。

私はこれから自分の裁きの場所をうろつくことにします。こんなことをしたからとて、罪のつぐないになるとは私は

考えていません。しかし私はそうせずにはいられません。贖罪の心は薄くても、私は自分なりにわが裁きを見とどけたい心は強いのです。自分の罪悪の証拠を毎日つきつづられている生活、それも一つの生活にはちがひありません。そして結局どうなるかわかりません。しかし私のような考えで中国にとどまる日本人が一人ぐらい居てもよいではありませんか。(二四頁)

二郎にとつて「自分の裁きの場所」である中国に留まることは、「罪のつぐない」への衝動というよりも、「そうせずにはいられません」という強迫的な意向である。要するに二郎は、中国で「贖罪」しようとするよりも、「自分なりにわが裁きを見とどけたい」という、形而上的な自己救済を求めているのである。しかもこの姿勢は、「一つの生活」として二郎の行く末に定着されている。つまり、二郎は「罪悪の証拠を毎日つきつづられている生活」を日常として受け入れようとしているのである。このような「生活」による観念的、精神的な救済の到達には、やはり「中国にとどまる日本人」というナショナル・アイデンティティーが通底しているのである。このような見地から解釈するならば、この形而上的な救済とは、主体が自発的に「裁き」を求めようと、罪悪感との同棲をとおして、過去の清算を行うべく将来を予見できない自我を投企する試みである。

ここでは救済を要請する際に、生活者という私的な性格と日本人という公的な立場を併存させることから、両者の同一性が

保たれる主体が表現される。『審判』における主人公の「生活」への言及は、ここ以外にも複数箇所で見られる。戦後の個人における「生活」の問題についての武田の関心がうかがえる。

このような主体創造を实践した作者武田は、戦後文学者の「生活」への探求について語ったことがあり、戦後の作家たちにとって、「現在な彼らに必要なことは、異常なできごとばかり氣をとられると批評されようと何しよう、日常生活をありのままに見つめるといふ、最初の方針を、保持しつづけることだ」と説いている。武田からみれば、戦後文学者は異常な社会現象に注目しすぎて、日常生活の探求を怠っている。「生活」への探求を疎かにすれば、自分の文学的な出発点を失い、自己の生存状態を明確に捉えなくなる危険性があると武田が主張していることから、「生活」への探求は窺知できる。それは彼の戦後作品を検討する際に避けては語れない課題であるといえよう。

こうした実践に力点を置くことは、戦後日本の市民意識の変容という潮流に吻合しているように思われる。戦争中の日本人は天皇の臣民として徴兵され、徴用され、戦争による犠牲は多大であったが、敗戦を経て徐々に国民または市民へと変格しつつあった。さらにいえば、戦後日本人の意識において、まずは「価値意識」の面では、「日本人は何を大事に生活しているのか」という問題に直面し、「個人主義」の面では、戦前からの全体主義をはじめとする集団意識が個人意識へと移行する傾向があり、さらに自我のアイデンティティーという自己規定の枠組みなどの問題が出現していた。⁶⁾『審判』全編における個的主

体の顕在からみれば、上述のような個人主義の開花は、明らかに武田の戦後認識にも芽生えていたと考えられる。

上記で述べたとおり、『審判』が私小説として二つの主体を作り上げ、それぞれ戦後の引揚者と停留者を表現していたことは自明である。この「引揚げ」の主体と「停留」の主体が、作者武田の体験の言語化として、自ら戦後主体性の構想を立ち上げるたびに、それを牽引した二つの分身である。大日本帝国は一九四五年八月の敗戦によって一挙に植民地を失い、外地の大量の日本人を移動させることになった。それらの流浪の体験について、民間人は「引揚げ」として、軍人は「復員」として分節化され、そのなかの移動が留め置かれることは「抑留」とされる。とりわけ「抑留」の場合は、国家暴力によって身体が自由が拘束されることも意味する³⁷⁾。『審判』のなかで、引揚者の杉は戦後の一庶民の引揚者を代表するような存在として、敗北を味わう〈悲惨〉な個体である。そして「停留者」の二郎は「抑留者」とは異なり、国家というイデオロギーに対抗する存在ではなく、自主的に「停留」を選択したという点では、〈自罰〉の主体といえよう。その背後には、戦後同様の位相に置かれている庶民と兵士の振幅に揺らぐ作者武田の主体認識が底流している。武田の知人である野間宏の『審判』に対する評価からも、その原因がうかがわれる。

私が武田泰淳さんにはじめて会ったのは、その「才子佳人」が発表されたばかりのころである。「才子佳人」は武田泰

淳の明の側に属する作品であるが、その翌年に発表された「審判」は武田泰淳の闇（やみ）の側に属するものである。

「審判」は今の日本、あるいは世界を予告しているといつてよい作品であるが、それはまた、中国にたいする戦争責任の一切を背負って、最後まで歩き通そうという宣言の書でもある。この「審判」を受けて、「滅亡について」が書かれる。⁽³⁸⁾

野間の見解によると、『審判』は武田の「闇」を代弁するような作品である。その理由はむろん、敗戦を迎える際に庶民と兵士の振幅に揺らぐ〈悲惨〉と〈自罰〉の主体的な深淵を武田が体験しているからである。野間は『審判』を「今の日本、あるいは世界を予告している」作品、そして、中国に対する戦争責任を最後まで背負う作品として位置づけた。『才子佳人』が反映する楽天的な一面とは対照的に、『審判』は武田の惨憺な一面をさらけ出した。と同時に『審判』は、ただの自己意識の表現であるだけでなく、敗戦への責任を背負う「宣言」でもある。つまり、『審判』という小説は二つの性格を有する。読者へ発信する敗戦の啓示という外向的な性格と、武田自身が主体に呼び起こす内向的、自省的な性格である。

この二つの性格は、武田と同じく戦後に出発した作家坂口安吾の出版作であり、『審判』の前年に発表された『墮落論』を連想させる。武田自身は坂口について論じたことはないが、坂口はまさに武田が提示した「日本で敗戦を迎えた人」の立場を

代表する存在といえよう。当時の背景として、戦争の敗北と天皇制の失墜が招来した主体性の喪失感が普遍化しており、武田と坂口の作品には敗戦直後という同一の時代的な文脈が共有されている。以下、戦後文壇のある時期を代表する存在であった坂口の言説を取り上げ、両者の異同を検討することにより、武田における主体像の把握を立体化することを試みる。『墮落論』のなかで、坂口は戦後日本人のあるべき姿勢を提唱する。

人間は変りはしない。ただ人間へ戻ってきたのだ。人間は墮落する。義士も聖女も墮落する。それを防ぐことはできないし、防ぐことによって人を救うことはできない。人間は生き、人間は墮ちる。そのこと以外の中に人間を救う便利な近道はない。⁽³⁹⁾

坂口が力説した「墮落」とは、「歴史のカラクリ」という政治の欺瞞から脱出して、「ただ人間へ戻ってきた」ことである。また、人間である以上「防ぐことはできない」不可避な事態であるから、日本人は必ず「墮落」と演繹して述べている。坂口が提出した「ただの人間」について、武田の描出した主体像との類似性を見出すことはたやすい。それは「国家」という共同体に依存することはもはやできないという点である。敗戦後の人間にとって、もはや戦中の〈滅私奉公〉の論理は通用せず、まず「日本人」というナショナル・アイデンティティーを廃棄せねばならぬという見解が坂口の主張の焦点である。坂口

は人間が「生き」るためには「墮ちる」という条件が付随していると説き、人間性そのものの変容を打ち出す。そこに至らずに「人間を救う便利な近道はない」という坂口の結論は、武田の「何ら救いの途はない」と照応している。敗戦という普遍的な退廃から「救い」を求めることは、当時の日本人にとって共通の課題であろう。しかし武田について考えるにあたっては、『審判』において「日本人を廃業」しきれない個人の姿をとおして描かれた、国家への帰属意識という問題が閑却されてはいけない。武田には、「日本人」というナショナル・アイデンティティーを背負ったまま「審判」を受けるのだという反省意識が内在している。

一方で、武田の「日本で敗戦を迎えた人と、外国人のまつただなかで敗戦を迎えた人とは違うと思う」という自説どおり、武田と坂口の認識に介入する根本的な分け目は、武田が上海で敗戦を迎えたことである。敗戦からの救済への希求は一致するものの、両者の求める「救い」が違う。それは、国内で日本人の集団のなかで敗戦を迎えた坂口と異なり、武田が上海で敗戦を経験する際に、罪人の立場に置かれると自覚していたからである。

以上から推定できるのは、武田も坂口も、〈国家〉という〈公〉の立場ではなく、「個人」という〈私〉の位置から出発し、戦後日本人の主体性を模索しているということである。それは実際には、決して武田と坂口の二人に限られた思想的な試みの趨勢ではなかったであろう。小熊英二によると、「主体性」は戦

後思想界のモチーフとして、一九四七年前後の「主体性論争」によりすでに議論され、とりわけ丸山真男をはじめとする戦後知識人の「自我の確立」をめぐる展開された。たとえば、「個人主義」の主張のもと、作家で評論家の本多秋五は、芸術家たちが「個人」の内部から噴き出す情熱」を必要とし、戦後文学をより豊かに発展すべきだと述べた。共産党員で政治に幻滅した荒正人、小田切秀雄、佐々木基一らは、「自分の問題を掘り下げることが、他者の問題とつながり、ひいては社会の変革にまで到達する」という、主体の問題を取り上げた。さらに保守論者の福田恆存は、「民衆の「政治」こそ、「デモクラシー」にはかならない」といい、戦後の人間性回復を説いた。⁶⁾

戦争体験から生まれた「主体性」は戦後の知識階級にとって、それに立ち向かう姿勢こそ異なるが、「個人」意識の蘇生という点では共通しているのである。武田もこのような時代の潮流のなかで翻弄されるうち、「個人」から出発する主体の問題を見つめ直していた。総括していえば、武田は『審判』において、二人の主人公の外地体験と戦争回想を再確認しつつ、敗戦という歴史的な転換点を「上海」空間という表象記録と、「滅亡」と「存続」の思惟回路で表現した。さらに、「犯罪者」と「兵士」のような戦中の問題と結びつけ、ドストエフスキーの創作に影響されるなかで、武田なりの主体的な構想を確立したと考えられる。『審判』における思想的な射程は敗戦への認識から戦後の主体性の探索へと広がっていく。戦後の主体的探索の試みが具象化されたものである主人公Ⅱ（私）の「個人」の軌跡

は、作者武田の位相を、「日本人」というアイデンティティから解放させ、戦中の「兵士」から戦後の「罪人」へという自己に対する認識の変遷をとおして、「個人」としての日本人の主体的なゆくえを描出している。武田は同時代文壇の主体性論争に進んで参与してはいないが、敗戦の激動に駆り立てられ、自分なりにこの問題に取り組んでいる。この主体と文学の課題をもって、戦後武田における思想の全貌を解き明かす嚆矢としよう。

※『審判』の本文は初刊本を底本とする『武田泰淳全集 第二巻』（筑摩書房、一九七八年二月）に拠る。

【注記】

- 1 堀田善衛「武田泰淳「現代について」『文学界』文化公論社、一九五三年七月、一七〇頁。
- 2 武田泰淳「司馬遷」『武田泰淳全集 第十一巻』筑摩書房、一九七九年一月、二五頁。
- 3 奥野健男「武田泰淳論——劣等感補償の文学——」『現代作家論』近代生活社、一九五六年十月、一五〇頁。
- 4 本多秋五「武田泰淳の戦後出発」『物語戦後文学史』新潮社、一九六六年三月、三一五頁。
- 5 堀田善衛「武田泰淳」『文芸』一九五五年二月。引用は『堀田善衛全集第十五巻』（筑摩書房、一九七五年九月、二八頁）に拠る。
- 6 竹内好「武田泰淳論——『風媒花』について——」『群像』8（5）、講

談社、一九五三年五月、二〇〇頁。

7 堀田善衛「彼岸西風——武田泰淳と中国——」『世界』岩波書店、一九七七年六月、三二三〜三三四頁。

8 一九七三年四月十六日付『読売新聞』朝刊の「読書」欄に掲載された、武田泰淳・堀田善衛『対話 私はもう中国を語らない』（朝日新聞社、一九七三年月）の書評（無署名）。見出しには、「きちんとした」人間のつき合いの訴え 現状への思いを吐露」とある。

9 榎本泰子「ロシア人の悲哀」「ユダヤ人の苦難」（『上海——多国籍都市の百年——』中央公論新社、二〇〇〇年十一月、一一七〜二一五頁）を参照した。

10 武田泰淳「ぼくと上海」『日本読書新聞』一九五七年四月十五日。

11 武田が引用した聖書について、まずはテキスト外部の書誌事情から武田の執筆姿勢を考察していきたい。『審判』が引用した聖書の段落について、筆者が同時期の日本で出版された聖書のいくつかのバージョンを比較してみた。その結果、当時日本で流行していた日本聖書協会や英国聖書協会などから出版された明治元訳の聖書と大正改訳後の文語訳聖書のなかで、テキストの段落と対応する部分については、句読点が何箇所か違う以外、訳の内容は同じであることがわかった。しかし、この日本版文語訳とテキストを比較したところ、内容は概ね変わらないが、文語表現または語彙がほぼ違っており、相違点は二十箇所を超えることから、武田が日本版の文語訳聖書を引用していないことが了解できる。さらに、とりわけ以下の二つの語彙から、武田の引用が漢訳の聖書をベースに翻訳したものであることが推測できる。まず、テキストの「天の使」という表現は、日本版の文語訳聖書では「御使」、漢訳の聖書では「天使」と記

されていることから、武田が採用したのは漢訳の聖書訳文であることは明瞭である。次に、テキストの「いんちん」という語は、日本版の文語訳では「苦艾」（にがよもぎ）としか表記されていないが、漢訳では「バロン」によって「茵陳」（いんちん）と苦艾という二つの語訳がある。そして、『審判』とほぼ同時期に流通していた上海美華聖經協会が出版する『新約全書』は「茵陳」（いんちん）という訳であった。当時武田と行動を共にしていた堀田（前述）の、武田が「漢訳の聖書を一生懸命に耽読していた」という証言から、武田が参照したのは漢訳の聖書で、それをベースに自ら文語訳を施したものと推定できる。そして、あえて日本版文語訳の訳文を引用せず、自力で漢訳の聖書を翻訳した試みからも、作者武田が漢訳の聖書をとおして『審判』の主題を表現する意図が推測できよう。（ヨハネの黙示録）『舊新約聖書』英国聖書協会、一九二四年六月、六〇六頁〜六〇七頁、および「啓示録」（『新約全書』上海美華聖經協会、一九二九年、三三九頁〜三四〇頁）を参照した。）

12 「ヨハネの黙示録 序論」（高橋虔・B. シュナイダー監修、橋本滋男・堀田雄康編『新共同訳 新約聖書注解Ⅱ——ローマの信徒への手紙——ヨハネの黙示録』日本基督教団出版局、一九九二年二月、四八四頁）。

13 小河陽訳「解説」『ヨハネの黙示録』講談社学術文庫、二〇一八年五月、一七五頁。

14 武田泰淳「滅亡について」『武田泰淳全集 第十二巻』筑摩書房、一九七九年一月、九三頁。

15 神原理智「帰る物語／留まる物語——武田泰淳「審判」における国家への想像力——」『国文学研究』二〇〇七年六月、四七頁。

- 16 一ノ瀬俊也「皇軍兵士の誕生」(『戦場の諸相』岩波書店、二〇〇六年三月、三十三頁)を参照した。
- 17 武田泰淳「限界状況における人間」『武田泰淳全集 第十三巻』筑摩書房、一九七九年二月、二八九頁。
- 18 鹿野政直「兵士であること——動員と従軍の精神史——」朝日新聞社、二〇〇五年六月、二七頁。
- 19 池上哲司「自分のなかの他人、他人のなかの自分」(池上哲司・永井均・齋藤慶典・品川哲彦編『自己と他者』(叢書『エチカ』三)昭和堂、一九九四年二月、十五〜十六頁)。
- 20 竹内好・開高健ほか「座談会 武田泰淳——その仕事と人間——」(埴谷雄高編『増補 武田泰淳研究』筑摩書房、一九七三年十一月、二五〇頁)。
- 21 武田泰淳、椎名麟三「救いと文学」『武田泰淳全集 別巻一』筑摩書房、一九七九年十月、二三九頁。
- 22 松本昌子「日本におけるドストエフスキー受容と「研究」」『日本神学』21、一九八二年二月、一三二頁。
- 23 江川卓「解説」(ドストエフスキー『罪と罰』下)江川卓訳、岩波文庫、二〇〇〇年二月、四三三〜四三二頁)を参照した。
- 24 森有正「ドストエフスキー『罪と罰』について」『基督教文化』32、一九四八年十二月、二七頁。
- 25 ドストエフスキー『罪と罰』上)江川卓訳、一九九九年十一月、岩波文庫、一三九頁。
- 26 ドストエフスキー『罪と罰』上)一六七頁。
- 27 ドストエフスキー『罪と罰』下)一〇四頁。
- 28 ミハイル・パフチン『ドストエフスキーの創作の問題』桑野隆訳、平凡社、二〇一三年三月、二九二頁。
- 29 この点についてパフチンは、長編小説のみでポリフォニーのモードが可能になると言う。短編の私小説である『審判』は、主人公の一人称で語られ、作者と主人公の対話も実現できないため、パフチンのいう厳密な意味でのポリフォニーを完全に実現することは不可能である。しかし、それにもかかわらず、『審判』は多声性と呼ぶべき独特な対話システムを有している。これについて、以下をもつて考察する。
- 30 村上克尚「自覚」の特権性を問う——武田泰淳「審判」における小説の可能性——『日本近代文学』87、二〇一二年十一月、六五頁。
- 31 ミハイル・パフチン『ドストエフスキーの創作の問題』桑野隆訳、平凡社、二〇一三年三月、三〇二頁。
- 32 ミハイル・パフチン『ことば 対話 テキスト』新谷敏三郎、佐々木寛、伊東一郎訳、新時代社、一九八八年三月、一三七頁。
- 33 小林秀雄「私小説論」『経済往来』一九三五年八月。引用は『小林秀雄全作品』六(新潮社、二〇〇三年三月、一五九頁)に拠る。
- 34 代表的な論述として挙げられるのは川西政明の『武田泰淳伝』(講談社、二〇〇六年六月)である。川西は杉と二郎を「双生児」に喩え、『審判』における武田をモデルとする二人の「私」の関係を提示した。
- 35 武田泰淳「異常をみつめる 戦後作家の苦しみについて」『毎日新聞』一九四八年十月二日朝刊。
- 36 有末賢「戦後日本の市民意識と社会科学」(有末賢・関根政美編『戦後日本の社会と市民意識』慶応義塾大学出版社、二〇〇五年三月、一〜四頁)。

- 37 成田龍一『「戦争経験」の戦後史——語られた体験／証言／記憶——』
岩波書店、二〇一〇年二月、八四頁。
- 38 野間宏「戦後文学の巨人 武田泰淳さん 緻密な人間の認識 戦争責任
にこだわりつづける」『読売新聞』一九七六年十月六日夕刊。
- 39 坂口安吾「墮落論」『新潮』43(4)一九四六年四月。引用は『坂口安

- 吾全集 第四卷』（筑摩書房、一九九〇年三月、五九頁）に拠る。
- 40 小熊英二「『民族』と『市民』（『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナ
ショナリズムと公共性——』新曜社、二〇〇二年十一月、二〇九〜二五
一頁）参照。

（九州大学地球社会統合学府博士後期課程研究生）